

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

長浜市は滋賀県の東北部に位置し、北に福井県、東に岐阜県と接する。平成 22 年 1 月 1 日に、長浜市（旧長浜市、東浅井郡浅井町、東浅井郡びわ町）、東浅井郡虎姫町、東浅井郡湖北町、伊香郡高月町、伊香郡木之本町、伊香郡余呉町、伊香郡西浅井町の 1 市 6 町が合併して成立。長浜市商工会の管轄地域は、旧長浜市区域を除く、旧東浅井郡と旧伊香郡区域で図 1 の赤枠で囲まれた部分に該当する。

図 1：長浜市商工会管轄地域の位置

滋賀県商工会分布図



(1) 地域の災害等リスク

【風水害】（洪水、浸水被害）

当市は、市域の東部・北部に山岳地、琵琶湖周辺部に低地部、その間を姉川、高時川、余呉川等の河川が琵琶湖へと流下しており、水害や浸水被害の危険がある。

① 大雨によって姉川、高時川、余呉川、天野川が決壊した場合、大水害の危険がある。姉川上流に治水・河川維持用水目的の姉川ダムが建設され、草野川合流前までの中上流区間は集中豪雨時における流量調節効果が一定程度期待されるものの、草野川や高時川合流後の下流区間については現状でも水害の危険がある。（2.0m～5.0m、合流地点付近では最大で 5.0m以上の浸水被害が想定されている。）また、集中豪雨の発生頻度が全国的に高まっており、姉川ダムでも大きく想定を超える雨量になった場合はダム流入量と等しいダム放流量となり、中上流

区間も決壊の危険は避けられない。県が作成した姉川、高時川、余呉川、天野川の「洪水浸水想定区域図」では、市内の多くの地域で浸水被害が想定されている。

② 市内の中小河川は、流域が小さく上流域で降った雨水の到達時間が短いため、雨足が強くなると直ちに水位が上昇する。これによって市内の中小河川が増水し、低地域で浸水被害が発生する危険がある。

③ 大雨が続いて琵琶湖の水位が上昇した場合、琵琶湖岸沿いの低地部において浸水し、農地や家屋に浸水被害が発生する危険がある。

【土砂災害】

市域東部、東北部及び北部の山地部には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく警戒区域や特別警戒区域が多く分布している。よって、大雨によって土石流やがけ崩れ等の土砂災害が発生する危険が極めて高い。山地・丘陵地の麓部で土砂災害が発生した場合、人命や家屋への被害が発生する可能性がある。

【台風】

滋賀県内における台風は、地理、地勢上台風の通過コースにより、発生する災害の態様が異なる。滋賀県に接近して西方を通過するときには暴風となりやすく、東側を接近して通るときは豪雨をもたらす水害が発生しやすい。台風のコースと暴風雨との関係は、次の 3 つに大別される。

① 北東進型 滋賀県にとって最悪の型で、次の特徴がある。

- ・ 滋賀県の西の至近距離を北東進する大型台風は、特に暴風となる。
- ・ 滋賀県の東の至近距離を北東進する台風は、特に豪雨をもたらす。

② 北西進型 北西進型は盛夏期に多く、雨台風となる。

③ 北上型 北上型は、一般に雨台風で、接近の度合いによっては雨も強い。

【豪雪】

西高東低の冬型気圧配置となり、北寄りの季節風が強くなると、日本海側、滋賀県北部でも大雪を降らせることがある。特に小さい低気圧が日本海を東進した直後によく降り、そのあと冬型気圧配置が持続すると積雪量は多くなる。近年は昭和期のような甚大な大雪の被害は減ってはいるものの、平成 23 年の大雪では柳ヶ瀬で 1 月の降雪の合計が 364 cm、最深積雪が 249 cmを記録した。また、平成 30 年 2 月には北陸西部が大雪にみまわれ、3 日にわたる国道 8 号線の車両立ち往生や、北陸自動車道路が通行止めとなったことで、福井県境から一般道を越えて南下してくる車両によって、市内幹線道路においても交通が麻痺する事態となった。令和 3 年（2021 年）12 月の滋賀県北部と東近江を中心とした大雪では交通滞留や住家等への被害が多数発生した。

【地震】

当市で考慮すべき地震は、内陸活断層地震と近い将来発生することが予測されている南海トラフ巨大地震である。先述のとおり当市における主な活断層は関ヶ原断層、醍醐断層、柳ヶ瀬断層であり、市域で大きな被害の発生した大規模な地震としては明治 42 年の姉川地震

(M6.8) があり、これは柳ヶ瀬断層の南端付近で発生した。被害想定によれば当市において最も大きな被害をもたらす地震は柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯による地震であり、市内の大部分で震度 7 の揺れが生じ、建物、人的被害が最も大きくなると想定している。また、南海トラフ巨大地震の想定は震度 6 弱であり、市内の被害はそれほど大きくはないと想定されるものの、京阪神、中京の経済圏と繋がりが強い当地域においては、交通網や市内事業者が関わるサプライチェーンへの影響など、経済的には看過できないほどの被害が生じるおそれがある。

【感染症等】

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

【原子力災害】

原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、原子力災害対策重点区域の範囲として、予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）、緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）が定められており、当市では日本原子力発電（株）敦賀発電所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ、関西電力（株）美浜発電所が UPZ 圏内として位置付けられている。

滋賀県が実施した、日本原子力発電（株）敦賀発電所、関西電力（株）美浜発電所、関西電力（株）大飯発電所、関西電力（株）高浜発電所での福島第一原子力発電所における事故を想定した、環境放射性物質拡散予測シミュレーション結果から、少なくとも当市における UPZ 圏内の住民は、自宅等への屋内退避をする必要があると判断されている。

（２） 商工業者の状況

旧長浜市区域の商工業者数（令和 3 年度経済センサス）

業種	建設	製造	卸売	小売	宿泊飲食	サービス	その他	合計
事業数	271	265	184	628	351	918	399	3,016

長浜市商工会員加盟数（令和 6 年度）

業種	建設	製造	卸売	小売	宿泊飲食	サービス	その他	合計
会員数	380	172	34	230	101	207	118	1242

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・地域防災計画の策定

災害に強いまちとするために、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的な方向性を示し、計画的に防災施策を推進することを目的に策定し、毎年改訂を行っている。

- ・防災推進員研修会及び災害図上訓練の実施

地域防災リーダー育成のための「防災推進員研修会」、各自治会単位での危険箇所や避難経路を住民自身で考えていただく「地区防災マップ」づくりの「災害図上訓練」を毎年実施している。

- ・防災訓練の実施

多くの市民に参加いただく形で、「市民防災訓練」等を毎年実施している。

- ・防災出前講座の開催

災害対応への正しい知識と行動を自治会単位で学ぶ機会として「防災出前講座」を開催している。

- ・草の根防災体制育成事業補助金の交付

自主防災組織の育成、防災備品及び資機材の整備に要する経費の一部補助として、自治会に補助金を交付している。

- ・災害用物資の備蓄

災害に備え非常食や資機材等を防災倉庫に備蓄している。

備蓄している物資の例：飲料水、食料、毛布、日用品セット、生理用品、紙おむつ
簡易トイレ、発電機、投光器等

2) 当会の取組

- ・商工会危機管理マニュアルの策定

危機発生に備えた対策や危機発生時の対応及び、危機発生時における被害状況把握のための、共有様式マニュアルを策定し、毎年改訂を行っている。

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知

事業者BCPのメリットを説明し、単なる緊急非常時に、事業を継続・早期復旧するというだけでなく、平常時においても、自社の経営の実態を把握することにより、日々の経営管理を再確認し、取引先や銀行等からの評価や信用が高まり、企業価値の向上に資する周知説明を実施。また、感染症対策等の事業者支援として、支援施策や金融支援についての周知を行う。

- ・滋賀県共済協同組合と連携した火災共済・休業共済への加入促進

滋賀県共済協同組合と連携し、被害状況に応じた共済（普通火災共済・総合火災共済・新総合火災共済・地震危険保障特約）の推進と、作業所や店舗などが災害に遭い休業を余儀なくされた時の利益を補償し、事業所の事業再開を応援する、休業対応応援共済の推進。

Ⅱ 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

災害にかかる被害報告についての現状は、商工会で取りまとめて、市に随時報告しているが、すべての情報を把握できているわけではなく、市への報告事例も被害が顕著であった事業所、当会職員が巡回で確認できたものなどにとどまっている。平成30年度には台風21号による暴風で建物被害や停電が生じており、商工会と市において被害情報の情報共有を図ったものの、件数も多く被害状況の全体把握や一貫性のある情報収集ができなかった。

長浜市地域防災計画においては、災害時に商工会と市が連携する方法については、防災関係機関の実施責任と処理すべき業務として「災害時における物価安定についての協力」「災害救助用及び復旧物資の確保についての協力」との定めのみとなっており、災害後については、第6章の災害復旧計画において、商工業の再建支援のため「被災により事業活動に支障をきたしている市内商工業者に対し、速やかな被災状況の把握と資金融資や租税等の徴収猶予・減免、相談・情報提供等の実施を通じて経営の安定・再建を支援する」こととしている。

市と事業所間においては、災害時に速やかに応急対策活動を実施するため、個別の応援協定の締結を行っている。応援協定の内容には、災害時応援活動に関する協定や、応急生活物資の供給に関する協定、災害時の宿泊施設の提供と福祉用具の供給、井戸水の利用、医療救護活動など多岐にわたる。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄などが必要である。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・地区内小規模事業者に対し、BCP策定支援や必要な保険契約に関する情報提供を行う。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。また、事業所の被害状況について、共有する情報レベルの統一を行う。
- ・発災後速やかな再建支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築する。

※ その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和7年4月1日～令和12年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

当市地域防災計画においては市民及び事業者は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄など、自ら災害に備えるとともに、市その他防災関係機関が実施する防災訓練への参加、過去の災害教訓の伝承等により、防災活動に協力することとされている。また、市内の一定地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業所は、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。当会においては、物価安定に向けた対策を進めるとともに、災害救助用及び復旧用物資の確保を進める。

新型コロナウイルス等の感染症流行時の経験を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。避難所においては、良好な生活環境の確保するために、予め避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。また、感染症対策については、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災危機管理局と健康福祉部が連携して、必要な場合には、専用スペースへの誘導等の対応、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。

県、市町は、関係機関と連携し、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した感染者の避難誘導や避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。災害対策本部は、自主防災組織と連携して「避難所運営マニュアル」に基づき管理運営を行う。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

災害時には廃棄物等が散乱して生活環境が悪化する等、感染症が発生しやすいため、防疫措置を迅速に実施し、保健衛生に努める。なお、保健活動については、「滋賀県大規模災害時保健活動マニュアル」、「滋賀県災害時人工透析対応マニュアル」、「滋賀県災害時難病等在宅患者対応マニュアル」、「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」を参考にする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・当会は、巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当会と当市は、会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・当会は、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について支援及び助言を行う。
- ・当会は、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・当会は、原子力災害時、避難指示発令区域以外では状況に応じて事業を継続することが求められることを周知する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成24年に滋賀県商工会連合会の指導のもと、東浅井商工会・びわ商工会・長浜北商工会が商工会危機管理マニュアルを策定し、令和2年1月には、商工会災害システム利用手順を追記し改定した。（別途）

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ滋賀県共済組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや火災共済の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・広域的な災害に対する支援は、市域における連携した取組を行うことができるよう長浜商工会議所、当会、当市が連携のための取組について平時から協議を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認。
- ・当会と当市で事業継続力強化に向けた協議を実施し、状況確認や改善点等について協議を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（本市で最も大きな被害が発生すると想定されている柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯を震源とするマグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当会と当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等の際は、人命救助が第一であることは言うまでもない。

当市は勤務時間内外に関わらず、市内の被害状況を確認し、災害の態様に応じて災害対策本部（災害警戒本部）（以下「市本部等」という。）を設置し、避難所の開設他、各種応

急対策等を実施することとしている。

当会においては、下記の手順で市内事業所の被害状況の把握に努めるとともに、市本部等と情報の共有等に努め、連携して対策を進める。

1) 応急対策の実施可否の確認

当会と当市は発災後即座に職員の安否報告を行う。この確認に合わせて可能な限り被害情報を収集するよう努めるものとする。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

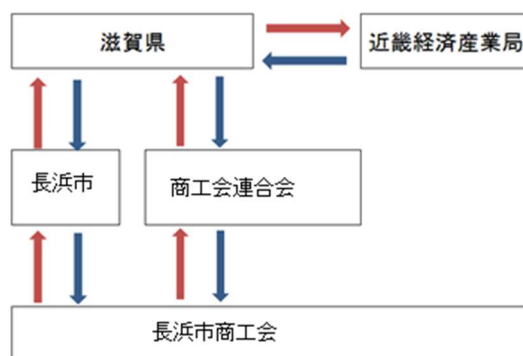
感染症流行時には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・発災後、当会においても速やかに各職員が勤務場所に参集し、市内商工業者の被災状況の把握に努め、市本部等に被害状況を報告し、市本部等の要請に基づき応急対策を進める。
- ・当会は、市本部等の要請が無い場合においても、市内商工業者の被害情報の収集を行い、市本部等との情報共有に努める。
- ・当会職員自らが被災し、応急対策ができない場合は、参集可能な職員において大まかな被害状況の確認を行い、速やかに市本部等との情報共有を図る。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および連携協力を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防ぐため、被災地域での活動は安全が確保される範囲内で実施する。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当市より県へ報告する。
- ・当会は、商工会災害システムを使用して滋賀県商工会連合会に情報を報告し、連合会を経由して県に情報を提供する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を滋賀県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、当会と当市とで相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・滋賀県の方針に沿って可能な再建支援の方策を選定し、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・当市は被災小規模事業者の被害状況を調査し、再建のための資金需要を速やかに把握する。
- ・当市は被災地を管轄する金融機関に対し、被害の状況に応じて貸付手続の簡素化や迅速化及び貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するように要請する。
- ・当会と当市は連携して、国、県及び日本政策金融公庫等が行う金融の特別措置について中小企業者に対して周知徹底を図る。
- ・当市は県と連携して、関係金融機関に対し融資の円滑化及び既往貸付金の返済猶予等について弾力的な対応を要請するとともに、「経済変動・災害対策貸付」、「セーフティネット貸付」等による融資が円滑に行われるよう必要な措置を執る。
- ・被害規模が大きく、当会、当市職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

※ その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和6年12月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
長浜市商工会 事務局長 総務課 経営指導員 経営支援員 経営支援課 法定経営指導員1名 経営指導員 経営支援員 連携 連絡調整 長浜市 産業観光部長 商工振興課 防災危機管理局 確認 連携	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者に対する支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先	
■氏名： 松橋 朋之	
■連絡先： 長浜市商工会 TEL. 0749-78-2121	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）	
※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う	
・本計画の具体的な取組の企画や実行	
・本計画に基づく進捗状況、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会、関係市町連絡先	
①商工会	
■長浜市商工会	
〒529-0341 滋賀県長浜市湖北町速水2745番地	
TEL:0749-78-2121 /FAX:0749-78-1300 / E-mail:shien@nagahamasci.or.jp	
②関係市町	
長浜市 産業観光部商工振興課	
〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地	
TEL:0749-65-8766 / FAX:0749-64-0396 / E-mail syoukou@city.nagahama.lg.jp	
※その他 上記内容に変更した生じた場合は、速やかに県へ報告する。	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
セミナー開催費等	50	50	50	50	50
パンフレット作成等	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
滋賀県補助金、長浜市補助金、会費収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等